

【在學生の方へ】

このご案内は令和7年度（2025年度）現在の在學生を対象としています。
新入生（令和8年度／2026年4月入学予定者）の方は、別の資料【受験生の方へ】をご確認ください。

長岡大学私費外国人留學生学費減免制度について

1. 出願方法

学費の減免を希望する者は、年度ごとに所定の「私費外国人留學生学費減免願い」により、学長に願い出るものとする。（申請時期：例年9月頃）

2. 減免適用期間

学費の減免適用期間は学部の修業年限とし、編入学した留學生はその者の在学すべき年数とする。

3. 出願資格

学費の減免を出願できる者は、経済的理由により修学が困難と認められる者で、人物、品行、学業に優れ、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 留学（経過措置としての修学を含む）の在留資格を有する者
- (2) 留年中でない者（ただし、病気その他やむを得ない事由による留年を除く）
- (3) 休学中でない者
- (4) 学則第42条に定める懲戒を受けたことのない者

4. 家計基準

上記「3. 出願資格」に定める出願資格のある者で、学費の減免が認められる家計基準は、別表1「私費外国人留學生の学費減免における家計基準」に示すとおりとする。

別表1 「私費外国人留學生の学費減免における家計基準」

経費支弁者種別	金額
給与所得者	841 万円以下
給与所得者以外	355 万円以下

5. 減免額

学費の減免額は、日本語能力試験(※1)又は本学が実施する留學生特別選抜(※2)の成績に応じて、対象期間、学費を減免するものとし、その減免額は別表2「私費外国人留學生の学費減免措置」に示すとおりとする。

奨学金のタイプ 決定方法について

日本語能力試験（JLPT）における N1・N2 の合格の有無、又は留学生特別選抜での取得点数により、奨学金タイプが決定となるが、上記に定める出願方法により、申請しなければならない。

なお、入学後、N1・N2 に合格した場合、申請により対応するタイプを変更することができ、次年度から適用とする。

※1 日本語能力試験：公益財団法人日本国際教育支援協会、独立行政法人国際交流基金が主催する日本語を母語としない人に日本語能力を認定する検定試験

※2 留学生特別選抜：本学が実施する留学生特別選抜（筆記 200 点、面接 100 点、合計 300 点）

別表 2 「私費外国人留学生の学費減免措置」

入学年次	奨学金タイプ	有資格者		奨学金の内容			対象期間
		日本語能力試験	留学生特別選抜	入学金	授業料	施設費	
1 年次	A	N 1	250 点以上	全額免除	半額減免	全額免除	4 年間
	B	N 2	225 点以上	全額免除	半額減免	1/3 減免	
	C	—	—	—	半額減免	—	
2 年次	A	N 1	250 点以上	全額免除	半額減免	全額免除	3 年間
	B	N 2	225 点以上	全額免除	半額減免	1/3 減免	
	C	—	—	全額免除	半額減免	—	
3 年次	A	N 1	250 点以上	全額免除	半額減免	全額免除	2 年間
	B	N 2	225 点以上	全額免除	半額減免	1/3 減免	
	C	—	—	全額免除	半額減免	—	

6. 減免の廃止

学費の減免を受けている者が、次の各号の一に該当する場合、その者のその期以降における減免措置は廃止とする。

- (1) 前期又は後期の期間中において、上記「3. 出願資格」に定める出願資格を失った場合
- (2) 本学の規程等に違反し、又は修学上の指導に従わない場合
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった場合
- (4) 学年末の学業成績において、修得単位数が標準単位数（卒業単位数を修業年数で割り、在学年数を乗じた単位数）の 5 割以下である場合
- (5) 学習意欲が著しく低い状況にあると本学が認めた場合
- (6) 次の「7. 減免の廃止の警告」に定める警告に連続して該当した場合

7. 減免の廃止の警告

学費の減免を受けている者が、次の各号の一に該当する場合、警告を行い学業成績の向上に努めるように指導する。

- (1) 学年末の学業成績において、修得単位数が標準単位数（卒業単位数を修業年数で割り、在学年数を乗じた単位数）の 6 割以下である場合
- (2) 学習意欲が低い状況にあると本学が認めた場合

学 納 金

(単位：日本円)

参考：通常学納金(年間)			
入学金	授業料	施設費	合計金額
210,000 円	690,000 円	300,000 円	1,200,000 円

年次	奨学金 タイプ	日本語 能力試験	留学生 特別選抜	減免後の学納金(年間)			
				入学金	授業料	施設費	合計金額
在学学生	A	N 1	250 点以上	0 円	345,000 円	0 円	345,000 円
	B	N 2	225 点以上	0 円	345,000 円	200,000 円	545,000 円
	C	—	—	0 円	345,000 円	300,000 円	645,000 円

※ その他諸経費については、右表参照

学友会費	年間 10,000 円
後援会費	年間 10,000 円
学生教育研究災害傷害 保険費 (在学すべき年数分)	1 年次：4,660 円
	2 年次：3,620 円
	3 年次：2,430 円